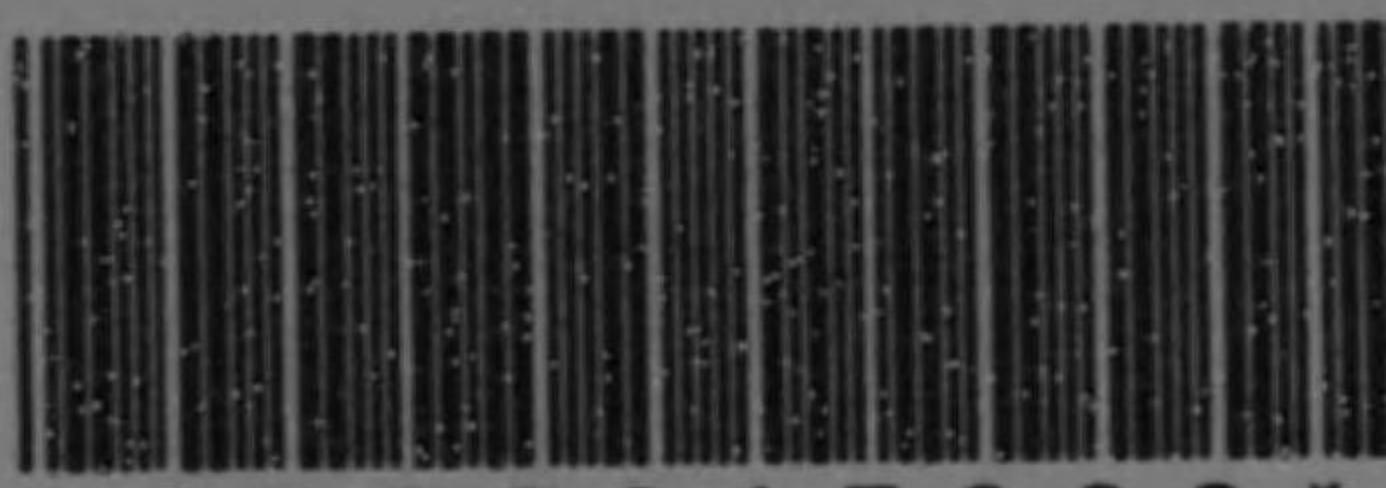


1



* 0003347000 *

0003347-000

特 244-666

政党政治の再建

耕堂学人・著

農芸社

昭和9

ABA

この著作物は、著作権者不明のため、著作権
第67条の規定に基づき、平成12年3月2
けで文化庁長官の裁定を受け使用するもので

691

特 244

666

東 堂 學 人 著

納 本

政黨、政治の再建

定價十銭

興？亡？見よ護憲の巨彈！
死線を彷徨する政黨の再吟味！

政黨政治の再建

—目次—

◎政黨解消論

……政黨解消論の論據……『政黨と政權分離論』の論據……松岡洋右氏の政
黨解消運動……ウエルスの言

(三)

◎政黨と議會と政權

……政黨の存在理由……我が國に於る政黨發達史……憲政の宗家英國の議
會の遺傳……議會と藩閥、官僚との抗爭

(三)

◎政黨政治の得失

……既成政治家の言ひ分……議會と英雄主義……政黨政治と憲法……政黨
を解消したらどうなる?

(三)

◎政黨の數の問題

(三)



：一國一黨制は如何……多數黨論美論……一大政黨論美論……我が國には何れが適するか

◎民意の總意と半意

：職能代表制の缺陷……二大政黨制の合理性……ムツソリーニの壓制……（四七）

◎職業政治家の問題

：政黨の機械化……自前代議士と抱へ代議士……立候補の缺陷……金がかゝり過る選舉……（五二）

◎所謂フアツシヨの動き

：破壊的な直接行動……フアツシヨの政權獲得運動……沈黙を破つた政黨……西園寺公の肚……（五七）

◎結語

：フアツシヨが政黨政治か……歸趨に迷ふ國民……被告の立場にある政黨……政黨奮起の秋……（六一）

政黨政治の再建

政黨解消論

政黨が財閥と結んで、政治を私し、醸き依存關係を構成するに至つたとの非難は、やがて政黨討つべし、財閥討つべしの叫びとなり、血盟團事件、五・一五事件、神兵隊事件等の不祥事件を生むに至り「政黨に政權を渡すな」の無言の威嚇となつて、非常時的重壓を彌が上にも濃厚ならしめた。

その後、これらの憂國的行爲は漸次、テロから理論闘争への轉向を示し、議會政治と政黨の存在を遊離して取扱はんとする論及び政黨の行政機關への進出を阻まんとするの論を展開するに至つた。

これは、我が國に議會政治布かれて以來、初めての現象に屬し、從つて今後の推移如何は、政治に興味を有つ者と有たざる者とを問はず、深き關心を以つて眺めざるを得ないところであらうが、今までその主張點を知るため、北時吉氏の所論を引用してみることとする。

○政黨解消論及び政黨の行政機關への進出を不可とする論は、右翼的諸團體の一一致せる意見であるが、今までその主張點を知るため、北時吉氏の所論を引用してみることとする。

○政黨解消論の論據 我らは政黨解消を主張するが、議會解消を主張しない。議會制度は、長くも明治天皇御制定の憲法上の規定である。苟くも日本人たる者が、明治天皇の御聖旨に戾つてよい筈はない。我らは議會の機能を發揮せしめるがために、既我政黨の解消を唱へるまである。政黨が解消すれば議會が解消するがごとく宣傳するのは、黨人の奸計に出てゐる。

勿論帝國憲法は、政黨を禁止してゐない。またこれを肯定もしてゐない。この意味において政黨の肯定否定は憲法問題とは没交渉である。しかし議會政治が政黨政治と絶對不離のものであるならば、憲法が議會を規定するごとく、政黨にも一言半句は觸れさうなものである。憲法が政黨について何ら觸れてゐないことは、議會と政黨とが絶對不離のものならざる證據となるのであるに必要缺くべからざるものである。

議會政治は議會政治であり、政黨政治は政黨政治である。二者は、すくなくとも我が國においては別物である。議會政治と云へば、議會が憲法の條規に依つて、法律案及び豫算案に對して、審議協賛の權能を發揮することである。之は民意を政治に反映せしめ、政治を公明ならしめる上に必要缺くべからざるものである。

植原悅一郎君は政黨なくして議會政治があり得ないと論じてゐるが、議會に提出されてゐる法律案や豫算案に對して贊否兩論が成立するから、政黨が議會につきものであると云ふのは間違つてゐる。貴族院や樞密院において、政黨がなくとも、議案の審議表決が出来る。否、勞働組合の大會でも、會社の株主總會でも、議題を中心として贊否兩論が分れても、内部に一黨派が豫想されてゐない。

一つの議題に對して、贊否兩論があるから、一政黨がなくてはならぬと云ふならば、政友會大會においても一議題を中心として贊否が分れるから、政友會は單一政黨たる代りに二分派がなくてはならぬと云ふ結論に赴かねばならぬ。

更に議會の構成が改善され、今日の地域代表議會に代るに、職業代表制を採用し、農民、漁夫、小商人、小學教師、畫家、音樂家、宗教家等の各職業人が議會に進出すれば、議會は今日の政治ブローカーの集合よりも、一層よく國民生活を反映せしめ得るであらうが、この場合政黨は尙更ら不必要になる。

イタリーの組合制國家において、職業代表議會において、政黨の對立抗爭は無意味になつてゐる。要するに、政黨解消は議會における無意味なる黨争を解消せしめ、議會の機能をよりよく發揮せしめることが出来る。

私は議會政治確立のために政黨を排撃する。議會は立法の府として其の限度を嚴守しつゝ、其の職權を完全に發揮すればよい。

植原君は、非常時においては、政黨は互に協調し提携して學國一致の美風を發揮する者であると論じてゐる非常時なるが故に政黨を解消すべしなど云ふは日本國民の美風をしらざる者であると論じてゐる私は植原君が學國一致の美風を稱揚されたことに敬意を表するが、提携して學國一致の實をあ

ぐることは、非常時における政黨的對立の無意味を告白すると同様であり、これは久原氏の一國一黨にも近く、松岡氏の一國一體主義とも遠きものではない。

政黨が黨利黨略に囚はれず、國家本位に動き、個々の議案につきて黨員に自由表決を認めれば政黨は一個の俱樂部化し、黨弊は芟除される。松岡氏も斯くのごとき政治俱樂部までも否認するものではなからう。松岡氏の排撃する政黨は議會が慎重審議の府なることを忘れて、徒らに黨議に束縛せられ、議場の大雄辯によつても、反對黨の一票をも左右し能はざる、流動性と自由性を缺く、政權獲得乃至政權維持組合としての、固定的政黨を意味するものである。

○『政黨と政權分離論』の論據 國民の一部は依然として政治上の迷信を懷いてゐる。憲政常道の迷信すなはちこれである。

西園寺老公をはじめ、宮中重臣、黨人、大學教授、新聞記者等々、何れもこの迷信の囚はれである。

だが、憲政の常道とは何であるか。非常時日本の難局を開すべき何らの國策もなく、國民の

一部が勝手に一團の私黨に分れ、各々親分乾兒の齎れ縁で結び合ひ、その何れかの一が必ず政權にありつかねばならぬと云ふことではないか。

一の多數黨内閣が内輪揉めで野垂れ死ぬ。或は樞密院の難關に躓いて倒れる。反對内閣が自然に浮び上る。選舉費の調達によつて、十名二十名の手兵を有する黨内の巨頭連は臺閣に列する。我が黨内閣萬歳の歓聲と共に、新内閣は豫定せられた軌道を進む。有害無益の政務官の任命、地方長官の一網打盡、警察署長の撫で切り、植民地長官の詰め腹、議會解散、選舉干渉、投票買収貴族院への御機嫌とり、樞密院での陳謝叩頭、一、二年間の我が黨内閣の春、政情不安、内閣倒壊、憲政常道の正體はまさにこれだけではないか。これ以外果して何物があるか。

しかのみならず、憲政常道が、一大政黨の對立、その交互的政局擔當を意味するにすぎないものならば、そは日本において時代錯誤的のものであるのみならず、歐洲諸國においても、明かに時代錯誤的のものとなりつゝある。

憲政常道の本場の英國においてさへ、保守自由兩黨の對立に代つて、保守自由労働の三派が鼎

立し、マグドナルドは僅かに一握の黨員を有するのみであるのに、絶對多數黨の統一黨を驅使しつゝある。

殊にイタリーとドイツとは、一國一黨の政治形態をもつてゐる。フランスさへも腐敗せる議會は、首都の××的大騒擾を生み、前大統頭ヅーメルグの下に、元首相七名を抱擁する舉國一致内閣を成立せしめたではないか。

二大政黨の對立による政黨内閣は、米國以外何れにおいても認められない。されば、所謂憲政の常道は、日本の常道でもなく、世界の常道でもない。没落しつゝある日本の黨人の昔懇しの甘き夢に過ぎない。

政黨政治と云へば、議會の多數黨が必らず内閣を構成しなければならぬとの僭越なる要求を含んでゐる。憲法は、議會の多數黨の首領に内閣を構成せしめてはならぬと規定しないごとく、之をして必らず内閣を構成せしめなくてはならぬとも規定してゐない。従つて立法部を基礎として行政部が構成されなければならぬとの立法部優越の思想は、日本の憲法の精神と相容れない。

また憲法制定後の我が國の憲政の慣例も決して立法部優越を認めてゐない。黨人が買収や干渉やによつて獲得した議會の疑似多數が行政部を組織しなければならぬとの政黨政治論又は政黨内閣論は、憲法の精神からも憲政の慣例からも成立の餘地はない。

北時吉氏の意見は必ずしも右翼的諸團體の意見の全部を盡すものではないが、政黨否認、政黨と政權關係の分離の主要なる二點においては合致する。我らはこれによつて右翼的諸團體の抱く對政黨思想の如何なるものであるかの輪廓だけは窺知することが出来るのである。

政黨解消後の議會の構成に關しては、職能代表制を採用せんとするもの、自治代表制を採用せんとするもの其の他色々な意見があるやうであるが、粉然として歸一するところなき狀態にあることだけは確かである。

政友會の松岡洋右氏は「政黨解消聯盟」なる看板を掲げて自から政黨解消運動のコンダクタアを買つて出でる。「私は四年間、議會に出て體驗致しましたが、彼處で演説する奴は大馬鹿であります。或人は選舉區民に、俺が帝國議政壇上で獅子吼をやつたと云ひたいのが大分多いのであります。」

りますが、さう云ふ目的以外にない。幾ら力瘤を入れて名論を吐いても、採決となつたら、はじめから一票も違つてゐないと云ふことが事實である。これでは帝國議會を開いて議論する必要がある目的が、何處にある？ 皆眞つ黒になつて、何とか國をよくしやうと思つてゐる中で、何の目的も果せず、お喋べりしてゐるのは、あまりにも悠長すぎることではないか。今のやうな衆議院なら、議案を配つて、書記官長が電話一つで、例へば政友會幹事長に、この間送つた議案第何號は賛成ですかと云ふ、幹事長が不賛成と云へば三百何名不賛成に決まつてゐるではないか。これを貴方滑稽とは思はぬか。今やえらい國難が目の前に迫つてゐる。それまでこの滑稽劇を演ずる餘裕があると考へて居られるか。』と獅子吼してゐる。

○ウエルスの言 議會政治の行詰まりを感じ何らかの新たな政治方式を模索し待望せんとしつゝあるのは獨り我が國における現象であるばかりでなく實に世界共通の現象である。

エツチ・ジー・ウエルスは「今日の議會政治は、もはや實際の政務を行つて行くことが出来なくなつた。レフエレンダムとか比例代表とか、いろんな改革案が考へられるが、そのどの改革案

を持つて來ても、一般人民が政治に無頓着であり無知識であり無能力であることをどうすることも出來ない。我々は、一般に想像されてゐるよりも、もつと甚しく普通の選舉人の投票と云ふことについて無關心なる事實を認識しなければならぬ。今日のデモクラシーと云ふものは、權力を少數の手から多數の手に移したのではなくて、世界から權力を亡くして了ふことだつたのだ。これでは發明的な、創意的な政治などは思ひがけもない。思ひ切つた仕事も無論出來ない。先見ある政治はもちろんだ。』とし、更に『議會政治に對する非難は、議會政治がある特殊の惡性支配者、すなはち職業政治家を生むに至つたことである。選舉の根本原理は、これによつて、偉大に善良に、且つ有能の人が選ばれることに相違ない。ところが今日では、選舉されるためには、社會に對する明瞭な義務以外のある物が必要なのである。シンタナスでも鋤を握つたまゝでは當選出来ない。自分で運動して廻はらなければ駄目だ。その結果は、議員候補者は、單に善良にして偉大であること以外に、選舉のために相當の時間を割かねばならず、結局個人的に偉大であるとか云ふことは、極めて瑣末の要件になつて了ふ。そのうちには、國家のため、人か善良であるとか云ふことは、極めて瑣末の要件になつて了ふ。そのうちには、國家のため、人

類のためと云ふ考へよりは、選舉で投票を得ることが重大問題となり、かくて議會政治の國では國務の指導権は、何ら抜群の聰明も、獨創も、高尚さもない。たゞ單に政黨屋として偉大なるものゝ手に移つて了ふ。』と述べてゐる。

ウエルズの指摘せる議會の病弊は、萬人の認むるところであり、これに代はるべき新たしき政治の方式としては、現行地域的議會政治を否定して職能代表政治を唱へる者、國家社會主義で行かんとする者、無產者の專制で行かんとする者等々、まさに百花燎亂の形である。

政黨と議會と政權

ペジオットは、英國の議會政治の妙諦は『議會から選び出された内閣が、立法府と行政府の間の楔子となり、この兩機關が對立するがごとく、聯携するがごとく、互に融合するところにあり議會は内閣を方向づけ、内閣は議會を嚮導する』と云つて居り、バルフオアは『立法府から選び出された内閣を通じて、我ら自から治める政治、而してその政治たる、我らの選舉したる下院に對

し全然責任を負ふところの政治が、すなはち議會政治である」と云つてゐる。

これを我が國の議會政治の場合に、その儘持つて來ても何ら異なるところ、不都合なところはない。

我が國の議會は、憲法第五條によつて立法協賛權及び同第三十八條によつて法律案提出權を附與されて居り、更に同第六十四條によつて豫算協賛權を附與されてゐる。

すでに議會に對し立法協賛權、豫算協賛權が附與されてゐる以上、政府は議會を無視しては何らの行政行爲をも執ることが出來ない。

すなはち議會は政府の提出せる法律案若くは豫算案に對し之を非と認むる時は假藉なくこれを否決し去ることが出来るからである。

政府の提出する法律案若くは豫算案の是非を検討する議會の審議行爲は明かに政府に對する（と同時に行政機關に對する）監督行爲であり同時に參政行爲である。

かくのとき強大なる權能を附與されてゐる議會である。議會が、この強大なる權能を有效運

切に行はせんとする場合、政黨なき議會、會社の株主總會のごとき一人一黨制の議會を以つして果して遺憾なきを期し得るだらうか。

主義、主張を同じうする者が集合し、組織的綜合的調査をとげ、以つてその權能を發揮すると云ふことが一人々々が何らの統制もなく我勝ちに勝手な發言を試み議事を紛糾せしめ、遷延せしむるよりは有效ではあるまいか。政黨の存在理由も其處にあるものと考へる。

とすれば、議會のあるところ、必至的に政黨がなければならぬと云ふことになる。
抑々代議制度、選舉制度によつてその數が著しく制約せられてゐるとは云へ、議會が本來國民全部の集合的意味のものである點については、誰もが異存のないところであらう。

しかばば議會に與へられた立法協賛權、豫算協賛權は、とりも直さず國民に直接に與へられたものであると云ふことになる。

代議士が個々に行動するよりは、團體的に統制あり組織ある行動をとる方が、議會に與へられた機能を、より有效に發揮し得ると云ふ建前から、そこに政黨なるものが結成せられてゐても、

議會が、國民全部の集合所的意味のものであると云ふ本來の性質においては毫も變るところがないのである。

すでに議會に、政府並に行政機關の行政行為に對する監督權及び拒否權が與へられてゐる以上議員の議會における行動は明かに參政行為と看做すことが出来るのである。

國民の參政行為が認められてゐる以上、その行為を議會から一步前進せしめ、延長せしめて、國民が自から政府を組織すると云ふことも、何ら異とするに足らぬはずである。

この場合も、閣僚の銓衡上、株主總會のごとき議會において議員の個々について一々その主義主張を検討して銓衡するよりは、政黨があれば、簡単にこれをなしとげることが出来るのである。此處にも政黨の存在理由がある。

斯くのことにして、選舉における一票は、直接何人を選ぶかと云ふこと以外に、如何なる政府を選び、如何なる政治を行はしむるかと云ふことを意味することになるのである。バルフォアの云ふごとく、立法府から選び出された内閣を通じて我ら自から治める政治、而してその政治た

る、我らの選舉したる下院に對し全然責任を負ふところの政治、すなはち議會政治の眞骨頭が、茲にはじめて發揮されるのである。

我が國においては、政黨は、一步議會に先んじて生れてゐる。すなはち明治維新以後、政權が全く薩長土肥の政治家によつて壟斷され、藩閥以外の者は全くその參政への途を阻まるゝに至つてゐたので、この不自然なる狀態を是正すべき要求の下に、一の國民運動として明治七年、板垣退助、副島種臣、後藤象次郎、江藤新平の四人によつて愛國公黨が組織され「方今政權の歸するところを察するに上帝室にあらず、下人民にあらず、而して獨り有司に歸す」の公憤の上に「天の斯民を生ずるや、之に付與するに一定動かすべからざるの通義權理を以てす。斯の通義權理なるものは、天の均しく以つて人民に賜ふ所のものにして、人力の以つて移奪するを得ざるものなり。之を爲すの道即ち我が天皇陛下御誓文の旨意を造次顛沛徹上徹下唯だ公論公議を以つてし、一常に盟約の旨意を遵守するにあるのみ」の宣言を發してゐる。愛國公黨は政府の壓迫に遭つて解散のやむなきに至つたが、その系統は明治十四年自由黨として華々しき名乗りをあげ、同十五年に

は明治十四年の政變によつて失脚した大隈重信を中心改進黨が組織される。この兩黨の指標とするところも、前の愛國公黨と同じく「打倒薩閥」にあつたこと云ふまでもない。

この自由、改進兩黨による民選議院開設運動は、つひに奏功して、明治二十二年一月十一日の憲法發布となり議會制度は茲に全く確立されて翌二十三年十一月、その第一回議會が召集される。

立憲政治の祖國たる英國の議會の濫觴は、戦争の宣言をなす場合とか、媾和條約締結の際とか重要な法律を定むる場合に、王の會議に貴族以外のある代表者を招請したに初まる。一方は世襲の貴族、一方は代表制度によつて選ばれる二つの團體のあつたことが、やがて今日の上院下院となり、漸次投票をも別々にするに至り、一八三四、ウエストミンスター宮殿が炎上した以後今までの議會所在地に兩院を區別した議院が建築されるに至つた。かくて商業が勃興し、いはゆる庶民階級の勢力が増大するや、それとともに選舉権が擴大され、エドワード一世の議會召集の際に用ゐた「すべての國民に觸れる問題は、すべての國民によつて同意されなければならぬ」(What

comes all, should be approved by all)と云ふ言葉が指導原理となつて今日の發達を見るに至つたものである。

これを我が國における議會の濫觴と比べるに、英國においては、議會の發達に伴つて政黨が生れ、我が國においては、まづ政黨が發生して、議會制度を促進したと云ふ點に特異相を見出すのである。

今日、政黨を解消すべきか否かを検討し、論索するに當つては、我が國の政黨が、かくのことき經緯の下に、一の國民的運動として發生したものである點に留意するを要すると思ふ。

明治維新以來國政を壟斷し、私し來つた藩閥に對する國民運動としての「民選議院開設運動」は見ごとに奏效した。

しかし議會は創設され、代議士は議會に送られたけれども、藩閥は容易に本丸を明け渡さなかつた。

明治二十二年、憲法發布の翌日、黒田謙三は地方官集會の席上

「施政上の意見は人々その所説を異にし、その合同する者相投じて團結をなし所謂政黨なるもの社會に存在するは又情勢の免れざるところなり、しかれども政府は常に一定の方針を取り、超然として政黨の外に立ち至正の道に居らざるべからず。各員宜しく意をこゝに留め、不偏不黨の心を以つて人民に臨み、撫御宜しきを得、もつて國家隆盛の治を助けんことを勉むべきなり。」

と、早くも政黨に對する應戰の態度を明かにして居り、伊藤樞密院議長も、府縣會議長及び議員を會した席上

「歐洲の歴史を繙きて黨派政府の跡を見るに、必らずしも一定不動の主義をとるにあらず(中略)黨派政府をもつて稱せらるゝ英國の内閣更迭の跡について之を觀るに、必らずしも道理にのみ支配せらるゝにあらずして、多くは偶然の勢ひの然らしむるものなりと認むるも敢て不可なきか如し。しかしてその國の事情に照せば、場合によりては、黨派政府の利なることあり、又全く然らざることもあるべし、畢竟黨派が民間にあるはやむを得ざる結果なりと雖も、これを以危險のことたるを免れず」

と、政黨に政權を與ふることを好まさる態度を示してゐる。

て政府にまで及ぼすは難事なりと思考せざるを得ず(中略)今後議會を開き政事を公議輿論に問はんとするに當り、遽かに議會政治即ち政黨をもつて内閣を組織せんと望むが如きは最も危険のことたるを免れず

これに對し政黨側は、まづ民選議院を獲得して凱歌をあげたが、當初の目的は國民參政の機を獲得すると同時に、藩閥の政權獨占專制の弊を矯めんとするにあつたものであるから、單に議會開設のみを以つて満足せず象牙の塔に立て籠る薩長土肥の要人連を追つ拂はなければならない。

第一回議會開會と同時に、果然豫算案に一割減の修正を加へ、山縣内閣をして議會後總辭職するの已むなきに至らしめてゐる。次いで松方内閣は「議會は破壊主義者の巣窟だ」と云ふので得ずして潰れ、次の伊藤内閣は、一度は詔勅濫請の惡例を開いて敢然政黨を壓伏せんと圖つたが及ばず、つひに超然主義の旗を下して自由黨と提携するに至つた。

しかしながら官僚の潜勢力は意外に根強く、その後も政黨は久しきにわたつて抗争を持続せねばならなかつたが、つひにその重壓を刎ね返して政黨政治時代を招來するを得てゐる。

しかるに今日に至つて、政黨が如何に腐敗の極にあるとは云へ、一徹にこれを排撃して、政權を再び官僚の手に反さんとするのは、果して如何なものであらうか。

有史以來、武家政治の重壓下に喘ぎ苦しみ來つた國民が、今日思ひがけなき情勢にめぐりあつて、政權を把握するを得たのである。茲に至るまでの忍從の歴史、苦惱の歴史は決して忘れられていゝ筈のものではなからう。

政黨政治の得失

政黨について川崎克氏は次のごとき意見を述べてゐる。

「自分は、政黨とは政策を中心とする團體なりと云ふ解釋を下してゐる。政策を同じうする者が三人以上集まれば政黨である。すなはち政策を同じうするパーティ、そのパーティがすな

はち政黨であると云ふことに解釋することが、最も合理的な解釋であると自分は信じてゐる。今日云ふ政友會、民政黨の黨籍を有たなければ政黨にあらずと云ふやうな、また黨首を出すにあらざれば政黨にあらずと云ふやうな形式論は、我々の云ふ政黨ではないのである、廣義における政黨は、政策を同じうする者が一日集まつても政黨である。我々は嘗て十五年前に衆議院において、尾崎氏を中心としたる中正會を組織したことがある。當時花井卓藏君も亦その一人であつたが、一人一黨と云つて、黨議の拘束をしない政黨、所謂ステーションである。ステーションであつても、こゝに集まつた者が意見を同じうして一團體を組めば、結社の届出をなし、しかも議會においては交渉團體として取扱つて來たのである。中に居れば黨員に對しては自由意思を以つて何ら拘束はしなかつた。しかしながら一つのパーティである以上は、多數少數によつて、賛成すべきか賛成すべからざるかを決定する黨議は、多數少數によつて決定を見少數者は多數者に服従して來た。これがすなはち議會政治の基礎をなすところの一つの政黨であると自分は認識して居る。松岡君は天下に向つて自分の政黨解消論を徹底せしめて同志を求

むる運動を開始せられたやうであるが、天下に向つて同志を求める、たとひ十人でも二十人でもそれがすなはち政黨ではないか。政黨を解消すると云ふ運動だけに止まらず、將來の政黨を如何にすべきかを考へる時、將來の政策を研究して、同志を求める時は、それが政黨ではないか同君は、政黨解消の運動を開始するだけで、將來の運動をしないと云ふならば、それは政黨を解消するのみの運動であつて、將來國家に貢献する意味の少しもない運動と云ふことになるのであるが、左様な意味では全然あるまいと思ふ。現在及び將來に望みをかくる政治意見を抱いて同志を集むる場合は、必ずそこには政黨の發生となることは、これは明かる結論であると自分は思ふのである。

私は現在の政黨を以つて満足致して居る者ではない。勿論これは改善しなければならぬものであるが、政黨があることによつて、國政運用の上に有機的團體の活動がどれだけ効果を齎らすかと云ふことを考へる時に、政黨當然の働きである政府を監督するところの権利を發揮し

なければならぬ。また政府を指導する機能を發揮しなければならぬ。左様なことは、組織あるところの調査力に俟たなければならぬのである。組織ある調査力は専門的の意見を有することころの人によつて構成しなければならぬ。これらの所謂政務調査の機關を充實して行くことは、政黨の働きに俟つことが、一番捷徑である。民意輿論を暢達し、民意輿論を基礎とする政治を布かんとする場合に、その地方民との連絡を有つ者は黨人である。その政黨人が、専門的の知識経験から割出して、研鑽攻究したる意見を綜合して、これを一つの國政の上に運用せしめることが、政黨當然の機能であり、働きであつて、この働きに俟つにあらずんば、國民大衆の意見は政治上に運用する途がないと云はなければならぬのである。

これを要するに、現在の政黨は改革すべし、現在の政黨は改善すべし、松岡君が議會政治を認めないと云ふ以上は、こゝに政策を中心とする團體を改善して、國政運用の上に資するといふことが當然合理的の道であつて、現在の政黨は幾多の缺點を包藏してゐることは、松岡君と共に之を

認むるのであるが、これを改善し是正すると云ふことは、我々が中にあつて努むべき大切な事柄であると云ふことを自覺して、我々は議會政治を認むる以上、政黨を中心とする政治の運用を圖ることは、最も合理的なる憲政運用の道であると云ふことを信じて疑はない」

所謂既成政黨陣營内にある者の意向を之によつて略々察知することが出来るのである。

松岡氏は「議案に對する賛否は討論を俟たずしてすでに明かであるのに議場で演説するのは無意味」であると云つてゐるが、議場における論戰がなかつたら、國民は政府の政策の内容及びその長短を知ることも出來ず、又た議會を通じ國民に與へられてゐる參政權を彼らの代議者が如何に行使しつゝあるかも知ることが出来ない。又た政黨があれば議場に臨む前に衆智を聚めて議案を縦横に検討し、正しき結論を見出して置くことが出来るから議事の進行にも無用の紛糾と混亂とを避けることが出来る。政黨があると黨黨に拘束されて代議士個々の意見を反映せしめることが不可能であるとの説は明らかに偏見である。何となれば、政黨には黨員の意見を反映せしめるための機會も機会もあるからである。議會に表現する時には、一つの纏まつた意見となつて現はれ

るが、それまでには、充分に黨員の意見が徵され補短採長、練りに練られてゐるのである。議員中には松岡氏のやうに黨の一分子たることに不満を感じ、たとへば松岡氏がゼネバの國際聯盟總會において試みたやうな情がましい論戰を個人的に展開せんことを欲する者もあらうが、さう云ふ英雄主義的な場面を憧憬すべく時代はあまりに進んでゐることを想はねばならない。

マクイバーと云ふ學者は「政黨とは、ある主義または政策を支持せんがために組織された結社で、憲法的方法によつて政府の決定權を握らんと努力するものである」と云つてゐるが、實際問題としても、政黨の存在なしに議會政治、立憲政治を想像することは出來ない。米國の憲法起草者たるマデソン等は政黨を甚だしく嫌惡して居り、同憲法にも政黨の出現を豫想してはゐなかつたに拘らず、政黨は素晴らしい發達を示してゐる。

我が國においても、前に述べたごとく憲法起草者達は、政黨をむしろ有害物視してゐたに拘らず、つひに彼らを軍門に下し、所謂政黨内閣時代を招來するに至つてゐる。

すなはち議會における議員の行動を統制づけるためにも、議員に與へられた權能を適正に行使

するためにも、政黨の存在は、もはや議會政治の不可欠的條件となつてゐることを我々は知らねばならない。

かくの如く、今日の議會政治は、政黨によつて議員の行動を統制化することをその特色とするに至つてゐるのであるから、國民も、議員個々の英雄的行動を期待することなく、その選舉せる議員が、黨内にあつて如何にその負託されたところのものを誠實に履行しつゝあるかに對する監視を第一とすべきである。

北玲吉氏は「憲法は、議會の多數黨の首領に内閣を構成せしめてはならぬと規定しないごとく之をして必らず内閣を構成せしめなくてはならぬとも規定してゐない。從つて立法部を基礎として行政部が構成されなければならぬとの立法部優越の思想は、日本の憲法の精神と相容れない」と云つてゐるが、しかば何人に内閣を構成せしめる可とし、日本の憲法の精神と相容れるとなすのであらうか。

憲法には、北氏の云ふことく政權と政黨との關係についても、政黨それ自體についても何ら觸

るゝところがない。同様に政黨以外の者についても、如何なる者に内閣を構成せしめてはならぬと規定しない」如く如何なる者をして「必らず内閣を構成せしめなくてはならぬとも規定してゐない」のである。

我が國の政治の趨向については、憲法の淵源をなす明治元年に發布された五箇條の御誓文において「廣く會議を興し萬機公論に決すべし」と明確に指示されてゐる。

「萬機公論に決すべし」の御旨意は、國民の總意を反映せしめる政治、國民の總意によつて行はれる政治と解すべきである。すくなくとも、それは少數者の專制的政治を意味するものでないことをだけは明かである。

今日、國民の參政方法としては、議會があるのみである。その議會に國民は代議士を選舉して送り込み、彼らの權利を代行せしめてゐる。政府が、彼らの選舉した代議士によつて構成され、その政府の施政を、彼らの選舉した代議士によつて監視し督勵すると云ふ所謂議會政治は、萬機公論に決する政治の方式としては、或は完璧のものではないかもしないが、現在においては最

良の様式と認められてゐるのである。

それはバルフォアが云つたやうに「立法院から選び出された内閣を通じて、我らみづから治める政治、しかしてその政治たる、我らの選舉した下院に對し全然責任を負ふところの政治」である。更にそれはバジオットの述べてゐるやうに「議會から選び出された内閣が、立法院と行政の間の楔子となり、ハイフェンとなり、この兩機關が對立するがごとく、聯携するがごとく、互に融合する」議會政治の妙諦であるのである。

北氏は「立法院を基礎として行政部が構成されなければならぬとの立法院優越の思想は、日本の憲法の精神と相容れない」と云つてゐるが、どう云ふ點が相容れないと云ふのであらうか。日本本の憲法の精神からすれば、寧ろ少數、專制政治の方が相容れないはずではないか。北氏は又「黨人が買收や干渉によつて獲得した議會の疑似多數が云々」と、政黨を頭ごなしにクサシてゐるが、代議士を選舉したものは國民であると云ふ肝腎の點を閑却してゐるのである。政黨の基礎たり背景たり製作者たる者は北氏のごとき政黨排撃論者を引つくるめての國民の全部ではないか。」

松岡氏及び氏と同系統の人々の待望するがごとく議會から政黨を除き去つたとしたらどんなことになるであらうか。

第一に考へられることは松岡氏のごとき英雄が續々議政壇上に飛び上つて雄辯宏辭をふるふであらうと云ふことであるが、さうなると沈黙してゐる者はその選舉區民に對して幅が利かないと云ふことにならうから、我もくと發言を求め、議會は恰も雄辯大會のごとき觀を呈し、三ヶ月や四ヶ月の審査期限を以てしては到底まとまりがつかぬ、と云ふやうなことになるであらう。

次に政黨なき議會は、果して淨く明るく正しきものたり得るかと考へられる。一人一黨主義の議場であるから名論愚論とり交ぜて喧々囂々、蜂の巣をつゝいたやうなものとなるであらうが、政府は、憲法にてし改正せられない限りはその政策についても、その豫算案についても議會の表決に訴ふるを必要とすること今日と異なるところがないはずであるから、これに對し多數の賛成を獲得するためには、或種の暗黒政治を必要とするに至るであらうこと看易き道理である。

と同時に、對財閥にも同じやうな關係が生ずるであらうことも又容易に想像されるところで

ある。

しかして究極においては「利を以つて集まる私黨」の發生となり、その弊おそらく拾收するところを知らざるに至るのではないかと考へられる。

これについて、川崎克氏は次のごとく云つてゐる。

「日本の政黨には、從來黨議を以つて束縛せざることにおいて、最も多くの收賄事件が纏出した日糖事件然り、大浦兼武の議員買收事件然り、黨議の裏を潜つた事件に寧ろ收賄事實が多い。黨員の自由意思を束縛して、しかして請託を容れしめないやうに統率する方が、議會政治に弊害が少い。個々別々自由にするならば、議員が隨所に請託を容れて賄路が公然と行はれることは、日本の歴史が證明してゐる。松岡君の所謂議會政治を認めて、政黨を認めず、個々別々の人を認めて、團體を認めずと云ふならば、最も弊害を大ならしめるのである。」

これは必らずしも政黨の手前味噌とばかりは云へぬと思ふ。

北氏は、政黨を排撃すると同時に、立法院を基礎とする行政部の構成を、憲法の精神と相容れ

ないとしてゐるから、政黨なき議會は、同時に政權と絶縁された議會となるわけである。

しかば、政府は當然所謂超然内閣であるはすであるが、見渡したところ日本には、ムツソリーニやヒットラー・スターリンに匹敵するやうな獨裁的快腕の所持者もゐないやうであるから、結局カビが生えたやうな骨董品的官僚でも持つて來ると云ふやうになるのであらうが、そんな者による專制政治の何處に一體魁力を感じてゐるのであらうか。

折角、先人の血の慘むやうな苦闘によつて、「萬機を公論に決する」政治形態を漸く獲得してゐながら、武家政治以來の拜跪辭、他力本願が懇しくなつて超然内閣を禮讃するなどは附和妻ない話ではないかと思ふ。

藩閥を倒し官僚を倒し、政治を國民の手に握つた後、政黨が財閥と結びついたために、政黨の政策も、諸種の保護政策、補助金、積極政策等となつて、彼らに利益を與へ、一般民衆の利益を度外視するの傾向が顯著となつて來たことは蔽ひがたき事實である。

又、政黨には親分乾兒の關係が殊に甚しく親分は乾兒に經濟的保障を與へ親分はその手兵の

支持によつて我が黨内閣の重要な椅子を獲得するの風があることも事實である。

右のうち後者は主として選舉を機としての腐敗現象であるから、選舉制度の改正によつて或程度までこれを矯正すること必らずしも不可能ではないが、財閥との關係に至つては、政黨維持に要する財源を他に發見せざる限りこれが矯正は相當至難と見ねばならない。

しかしながら、保護政策、補助金等は政黨が自發的にこれを改廢せんと努めるに至つてゐるし從來の資本主義的政策も今や全面的に修正されんとする機運を醸成してゐるから、政黨と財閥との關係も自然稀薄なものとなつてゆくべく、兩者の關係が稀薄なものとなつて行けば、財閥から政黨へ贈られる利權を代價とする献金も跡を絶つに至り、政黨は茲に黨の經營財源を合理的に捻出せざるを得ざるに至るであらう。

政黨にして黨の經營財源を合理的に捻出する方法を發見するにおいては、最早や特に財閥に對し利權を供與する必要がなくなるわけであるから、その時が來れば、政黨は全く淨化されるものと思はれる。

「政黨が腐敗してゐる」「この儘ではいけない」と云ふ點においては、政黨の中に在る者も卒直に認めてゐる。

すでに政黨にして政黨自身の缺點を認識し、これを是正せんとの意思を働かしてゐる以上、この缺點は漸次匡救されて行くものと見て差支へなかるべく、すくなくともその弊が今日以上に擴大することあるべしとは考へられぬ。

政黨には如上の缺點はあるが、しかも『萬機公論に決する』憲法の大精神に副ふ政治方式としては、今日のところこれ以上のものは考へられてゐないのであるから、その缺點に對しては、國民は、政黨を鞭撻して一日も速かにこれを革正せしむるやう努むるのが、現下の急務であると考へる。

政黨の數の問題

久原房之助氏は一國一黨論を堂々と主張してゐる。一黨專制の黨治主義で行かうと云ふのであ

る。今日、一國一黨制を採用してゐる國は、ソビエート聯邦、イタ利、獨逸の三國であるが、それは何れも獨裁政治下における諮詢機關たるにすぎないのである。

そこでは、政府の施政に對する反対の論議は一切許されない。最も自由を必要とする言論機關さへ政府の統制下に萬年御用を仰せ付かつてゐるのである。

久原氏が心からそれを翹望してゐるかどうかは疑はしいが、我が國における右翼的諸勢力が描く政治形態がそのごときものであることだけは確かである。

それは非常時における眞に一時的、暫定的の制度として果して適切なるものであるかは疑問である。

一國一黨制下の政治にあつては、その施政が卓越して居り、適正であるうちは、それでもよからうが、秕政百出し來つた場合は果してどんなことになるかを考へてみなければならない。そこでは、國民の不平不滿怨嗟が如何に鬱積しても、政府を糾弾し問責するの途なく、政府又恬然として其の職に居るべく、從つてこれを斥けるの途は、クーデターか暴力かによる外ないと云ふこ

ととなり。政黨が互ひに監視しあひ、責任内閣制度が實行されることによつて、はじめて政治の歪曲を矯め、之を常に公正ならしむることが出来るのである。それがなくては、暴力のみが政局轉換を左右し得ることにならずにゐないのである。

一國一黨制は、斯くのごとく好ましからざるものであるが、しかば一大政黨制がよいか或は多黨制がよいか、その何れを探るべきかゝ問題となつて来る。

○多黨制の場合 マイクバーは一大政黨と多黨制の得失について次のごとく論じてゐる。

一大政黨制は、政治に對する輿論をピツタリと限定して了解。だから、國民自身の間に政界分野の變化を要求しない間は申分ないが、一旦極左又は極右の勢力が増加した場合には、穩健分子は、これと協同することを拒むが故に、たちまちこの制度は動かなくなる。のみならず、新しい問題が起つた場合、或は問題は古くとも新しい政策が案ぜられた場合には、當惑せざるを得ない。そもそも一大政黨制は全體的結合の維持されることを前提とするのであるが、多黨制には、こんな問題はない。多黨制の下では、形勢の變化に應じて合同しやうとも分裂しやうとも、すべての

團體は自由に組織される。意見によつて集結する團體は何らの妥協なしに主張を作り得る。もし、
安協が起るとすれば、それは政治的に成功しやうがために、多數を握らねばならぬ必要から、そ
の後に至つて起つて來るのである。

多黨制の下においては、どの政黨も絶對多数を占めると云ふことは普通あり得ない。その結果、
として、政黨の戰術も變れば、政府の組織も變つて来る。すなはち、政府は原則として聯合の上
に立たねばならず、その聯合を作るまでには色々な取引や協定が必要になつて来る。それは政黨
内閣と云はんより、いはゆるプロツクである。プロツクは左右いづれの翼からも、また中央から
も作り得る。従つて一つの政府が敗れた場合、それに代るものは幾通りもあるわけで、如何なる
後繼内閣が出來るかは、豫斷の限りでない。かくして二大政黨制におけるやうな截然とした政爭
はなくつて了ふ。政府の基礎も比較的不安定に、壽命も従つて短かくなり勝ちである。もし政府
にしてその支持する團體の感情を害することがあれば、その團體は忠誠を持続すべき何らの義務
を感じないし、時には、たちまち聯合以外の他の團體と提携して政府の顛覆を圖ることも決して

珍らしくない。そこで政府は、輿論に對して一層敏感になる。政策の永續性と云ふものは失はれ
がちで、政府の首腦者は、劇的突差に脚失したり擡頭したりする。彼らは、もちろん昔の制度の
やうに確實に足を踏み占めて仕事をすることは困難になる。だが、二大政黨制となると、政府は
安定すると同時に、それに相當する代價も拂つてゐる。國民は極めて限られた選擇しか有しない
のである。自由な投票者は、二つの政黨の簡単な對句を受け容れるか、さうでなければ、棄權す
るより外はなく、棄權することは、結果においてより多く反對な黨派を間接的に助けることにし
かならぬのである。二大政黨制に都合のよい選舉制度は、必然的ではないにしても「結束」と云
ふことに非常なプレミアムをつけてゐる。二つの政黨が互に永久に反対しあつてゐると云ふ制度
は、すべての意味において、知的な選擇に代ふるに、世襲的感激的な忠誠を以つてせんとする盲
目的な信仰を起させ易い。ことに政黨の首領となるものには、奴隸的な遵奉心が必要である。彼
は黨内の協調と政權獲得と云ふ狭い觀點からのみ決せられた一方の政綱を鵜呑みに信仰し、一方
の政綱には全部反對でなければならぬ。

されば強い性格をもつた首領は、黨に對する脅威であると云ふので往々にして容れられず、却つて單なる政黨屋と云ふやうな者が、よりよい機會に恵まれるやうになる。單なる政黨屋と云ふのは、黨として今ま何をやるか、何が一番國民にうけるか、如何にすれば反對黨に勝つかと云ふことのみを仕事とする政治家、運動を力づけはせずに、加減する政治家、自分には信念がない、他人の信念によつて仕事をする政治家のことである。多黨制の下では、政黨の首領は始終とは云へぬにしても、支持を受けるためには公開的に取引をするが、二大政黨制の下においては首領は黙つてゐて多數の意思が何處に折合ふかを見極め、その水準まで自分を引下げねばならぬ其處に政黨屋の適所を發見するのである。

かかる黨情の下にあつては、當然に職業的小政治家の秘密團體が、一番物を云ふことにならざるを得ない。二大政黨主義は、かくして國民輿論の間に絶大なベステッド・インテレストを設定することになるのである。もちろんこれは政黨政治の下では、如何なる場合にもある程度まで免がれぬものであるが、しかも出入するものが、何常も一つで永久的であるとその弊の加はる

のは明かである。その最も甚しいのが「官職分捕制度」で、何處の國よりも二大政黨主義が完全に行はれてゐるアメリカ合衆國で、この官職分捕制度が一番ふんだんに行はれてゐるのは、理由なしとしないのである。この主義は自由なる政論の表示を妨げ、その結果として誰でも氣付くことだが、政黨が輿論をコントロールする上に都合がよいやうに、集團の間にある技巧が案出され、それが投票者にも政黨首領にも影響を及ぼしてゐるのである。

以上二つの制度の何れを用ふるかと云ふことは、故ら仕組むべきものでない。それは全く社會上種々の勢力に應じ、輿論が定めるのである。たゞ、何れの國もはじめは單純な政黨對立であるが、だんく何處も多黨制に變つて行くのは事實である。今日のやうに經濟的問題が目立つて来ては、たゞ一つの政治的分界線をもつて何時までも通すのは困難である。立場が異れば政策も異なるであらうし、その異つた立場政策が相異なる組織を作らうとすることも、もとより自然でなければならぬ。分界線の錯綜することも、また勿論あり得る。何となれば、人間の利害が永久の必要によつて一つの集團に頼り切つてゐると云ふことはあり得ないからである。必要なのは整頓線の

一つであることで、集團の單純であることではない。政黨が國民全體に向つて、その主張を訴へると云ふことは、色んな違った立場、事情の人々から支持されんことを求むることを意味する。

二大政黨制の國においても、第三黨の進出に對しては如何とも出來ない。そしてそれが僅かに優勢を加へれば、二大政黨制は一時にもしろ破れる。一體、二大政黨制の強點は、單一の問題を挾んで、明快な政爭をなし得るところにあるのであるが、不幸にして問題の方が何時までも單純であつては呉れないのである。

いづれにしても、二大政黨制がよいか、多黨制が優るかの問題は、その國の國民的聰明と教養の如何によつて違ふ。それよりも必要なのは、政府が出来るだけ廣い輿論の基礎の上に立ち、政黨の如何に拘らず、全國民の一一致を失はぬことである。

○二大政黨の場合 ラスキーは二大政黨制を次のとおり見地から禮讃し、支持してゐる。

今日の國家において、何百萬と云ふ投票者は現實に起つて來る問題に對し、與へられた解決を承諾するか拒絕するか、それ以上のことはなし得ないのである。舞臺は今やあまりに廣いので、

大衆の意思の上に、問題の細かい差別を分量的精密さを以つて、印象するやうなことは、到庭出来ない。大衆は極く大體の傾向を示す以上に、時間も有せねば、インホーメーションを得ることも出來ないのである。微細に調製するのは法律を作る時の仕事である。

もし、この前提が容れられるならば、政治制度は、二大政黨制に優るものがないと云ふことにならざるを得ない。もちろん、各々種々の意見を内包してゐることは、一向差支へない。かうする結果は兩黨共に政治本職の少數者以外をあまり多く引つけねやうになるかもしれない。しかしながら、二大政黨制の多黨制に優る最も主要な點はこれが選舉の時に際し、直接國民をして政府を選択せしむる唯一の制度であることである。この制度によつてはじめて、選舉當時の政策が其の儘法令書の中に登録されることになる。もし政府が失敗すれば、それを察知することが出来る後繼内閣は、時を移さず組織される。これに反して、多黨制の下においては、議會が選舉された上でなくてはどんな政府が出来るか、一切五里霧中である。と云ふことは、政府は輿論を代表する一つの集團でなくして、政權を握るために、妥協し合つた主張の纏ぎ足し普請であると云ふこ

とであるのみならず、それは政府の壽命の短いことを意味する。何となれば、聯合を作り直して

政府を顛覆することは、議會のもつとも耽り易い實演だから。政府が短命であると云ふことはしつくりした政策の實現出來ることを意味する。従つて多黨制は、輿論の實際の分派をより精細に反映する制度ではあらうが、實際技術としての政府には致命傷と云はねばならぬ。政治上最も必要なのは、不安定の空氣のないことである。政府は政策を順序立てし繼續實行することが出来なければならぬ。それには多數と行ふことが必要であり、鞏固な政府が必要である。もしさうでなければ、行政は立法府の意の儘に掀翻されて大きな政策を實施することは出來ず、政策實施に費さるべき時間は、次からと起つて來る政府の椅子の動搖に備へることにのみ費されるやうになつて了ふ。ことに一大政黨制によいのは、政爭が尖鋭となり行く結果國民の支持を博せんがたければ、行政は立法府の意の儘に掀翻されて大きな政策を實施することは出來ず、政策實施に費さるべき時間は、次からと起つて來る政府の椅子の動搖に備へることにのみ費されるやうになつて了ふ。ことに一大政黨制によいのは、政争が尖鋭となり行く結果國民の支持を博せんがために兩黨とも競つて政策を研究するに至ることである。政黨の思想の進んで行くのは、だから澤山の集團をつくることによつて、政黨が互ひに浸透しあふのが通例だと考へられる。勿論ある時代には政黨相互の同化が不可能となつて獨立に選舉民に訴へねばならぬ時が来るかもしれないと云ふ形を失はずに來てゐる。

い。一九〇六年における英國の労働黨がまさにそれであつた。しかしながら労働黨の適存性は今後新なる一大政黨制をつくつてその一に居ることが出来るか否かにあるのである。

以上によつて、大體一大政黨制と多黨制の特色並に長短を知ることが出来やう。

我が國の政黨は、自由黨、改進黨の二大政黨が主流をなし、これに小黨が添在すると云ふ形をとり來つた。時に分裂したり合同したり變化がないではなかつたが、大體において一大政黨對立の外觀を失はずに來てゐる。

しかして其處には、總選舉の結果、政友會が多數を占めれば、大命は政友會總裁に下り、民政黨が多數を占めれば民政黨總裁に下り、また何か責任をとらなければならぬやうな事件が生じて内閣が總辭職すれば、反對黨が後繼内閣を組織すると云ふ謂ゆる憲政の常道が確立さるゝに至つてゐる。

二大政黨制の下においては、政權爭奪が激烈を極めると云ふ缺陷は免かれないが、一方においてそのために在野黨の政府に對する監視が嚴重となり、政治が常に緊張し、歪曲を許さざるに至つ

ると云ふ特質も有するのである。

一(46)

一黨制の下にあつて政黨は萬年御用黨化し政府に對する監視、問責の機能を喪失し、施政を徒然に專制化する制度に比し、より民意を暢達し、より政治を明朗化するものであることを云ふまでもない。

我が國における政黨が二大政黨の對立の形をとり來つたことは偶然であらうが、我が國の憲政の發達上どれ程貢献するところがあつたか判らぬ。もしこれが、一黨制乃至多黨制であつたとしたならば、前者の場合は、專制と弛緩を生み、後者の場合は政情の不安を生むで、ともに今日のごとき憲政の發達は見ることが出來なかつたに相違ない。

國民もまた、少數黨では政權がとれない、政權がとれなければ、如何に雄大にして凱切なる政策を掲げても之を實現することが出來ぬと云ふ現實の關係を深く認識するに至つて、一時檻頭せる無産黨、實業同志會等の中間的少政黨に對しては、之を葬むつて、二大政黨の何れかを支持するとの云ふ傾向を自然に順致し來つてゐる。

この憲政の常道は、非常時によつて蹂躪せられた。開きかけた花が暴風雨に遭つたやうなものである。

しかし西園寺公をはじめ宮中の重臣連の意向は、あく迄もこの憲政の常道を庇護し誘掖して行かうとするにあることは今や明かに看取されるところとなつゐるから、現在の變態的な政治現象が早晚常道に復歸するであらうこととは疑ひを容れぬところである。

民意の總意と半意

二大政黨の對立下における重大なる缺陷の一として、政權にありついてゐる政黨を支持せる國民の意見は暢達實現を見てゐるけれども、反對黨を支持せる國民の意見は常に無視されてゐるとの云ふ結果を招來する、ことが挙げられてゐる。

しかして、之が職能代表制になれば、事實上一黨制の形となつて、國民の總意が掛合なしに政治の上に反映されるから、以上のとき缺陷は匡救されると云ふのである。

47)

しかし之は一應尤もらしく響くが、それは職能代表制下の議會が常に政府を支持する態度に出る場合のことであつて、しからざる場合は結果は同じことになるであらう。

殊に、職能代表制採用論の根據は、政黨制が個人的活動を封鎖すると云ふにあるから、職能代表制實現の曉は、議員各個がそれ／＼個別に意思表示を行ふべく、其間おのづから贊否兩派に成れ、結局政府を支持せんとする者と之に反対せんとするものと生ずるに至るであらうから、政府を支持せんとする議員を選舉せる國民の意思は政治の上に織り込まれ、しからざる者の意思は全く省みられないと云ふことになり、結果においては現在と何ら異なるところなきものとなるであらうと考へられるのである。

のみならず、時の政府黨の選舉民の意思是政治の上に反映されるが、在野黨の意思是無視されると云ふ議論も、實は本質的に重大な過誤に陥つてゐるのである。

すなはち政府の施政に對しこれを支持すると云ふことも「民意の反映」には違ひないが、同時にこれを否認すると云ふことも「民意の反映」でないことはないのである。

この點からするならば、一黨制のごとき、常に政府を支持する態度のみに出でゐる制度こそ、國民の不平不滿の情を反映する途を梗塞するものと云はねばならぬものであつて、政府の政策を支持せんとする者、これを否認せんとする者の兩者の意見が同時に反映される二大政黨制の方がより合理的であることを想はねばならない。

また、二大政黨制下にあつては、時の政府黨の政策は實施されるからいゝやうなものゝ、反対黨の政策は、その政府が存續する限り實施の機縁を得ず伏せて置かることとなるとの非難も行はれてゐる。

しかしこれは決して永久にその途を梗塞されてゐるのではなく謂ゆる苦節幾年かの後には「我黨の春」がめぐつて來るものであり、實際的には交互に政權を把握することとなつてゐるのであるから、この非難は當らないばかりでなく、却つて一時野に在ることによつて、反対黨の施政をテストする機會及び自己の政策に對し比較考察する機縁を與へられることとなり、この作用を繰り返すことによつて憲政が圓満に發達して行くと云ふ特質さへ見出すことが出来るのである。

ソビエート聯邦や、伊太利や、獨逸などのやうに一國一黨制下の國にあつては、時の政府の施政に對する戯正なる批判を行ふ途は全く塞がれてゐる。

一例を擧ぐるならば、伊太利では、ムツソリーニの壓制、今や國民各個の一舉一動にまでも徹底し、新聞は官憲の許可がなければその主筆を任ずることが出來ず、記事もまた一々官憲の檢閱を経なければこれを掲載することが出來ぬやうになつてゐる。しかして反對黨は悉く解散されその復活を企てる者は三年乃至五年の禁錮を科せられることになつてゐる。

我々が斯る制度を眞似なければならぬ必要が果して何處にあるであらうか。

政黨解消論者、一國一黨論者、右翼的政府の畫策者らは、常に執行者の立物に立つてのみ考索して居り、被治者の立場については全く考察を怠つてゐる感があるのは遺憾である。

そんなことでは、假に時を得てその政策を實施することが出来るやうな場合があつても決して聖慮にそひ奉るやうな政治も、國民を納得せしめ得るやうな政治も行ひ得るものではなからうと思ふ。

職業政治家の問題

この點政治もこれを専門とする者も國民もすべて慎重に考慮すべきである。

今日の政治を低調ならしめ、腐敗に導いたものは職業的政治家の故であるとされてゐる。仔細に検討すると、上は總裁から下は一陣笠に至るまで、職業的政治家の匂ひのない者は殆んどないやうである。

マクイバーも「政黨の首領となる者には卓越せる手腕も識見も不用だ、黨の奴隸となつて黨の意思が何處にあるかを見極め、その水準まで自己を引下げ、自分の信念を抑へて黨の信念を以つて行動し、仕事としては、黨内の協調と反対黨の擊破と政權の獲得に努めればいい」と云つてゐるが、政黨が下知不識の間に機械化し化石化してゐる傾向がないではない。これは單に政黨のみに限つた現象ではなく、組織のある所必至的に之に伴つて起る免れ難き現象である。

これを組織の壓力人を殺ろすとでも云ふべきであらうか。

しかし、これは、マクイバーの言のごとく常に必ず組織の壓力下に盲従して居なければならぬと云ふ性質のものではなからうと思ふ。

要するに人の問題である。

卓越せる識見及び手腕を有する者は必らずしもこれを低き水準にまで引下る必要はない。その識見、その手腕を活かして、組織を動かせば、其處に活氣を呼び、創造が生ずる。

政黨を機械化へ導く者は、職業的政治家である。彼は黨にあつては幹部の地位を求める、一度政權黨の手に歸せんか閣僚の椅子を求める。そのためには黨に對し相當の寄附もせねばならず、又た自己の勢力を強化するためには支持者たる乾兒もつくらねばならない。

かう云ふ存在は何の黨にもあり、また獨り我が國におけるのみの現象ではない。政黨を化石化し、腐敗にまで導く者は斯のごとき存在であるのである。

これを是正する途としては、選舉民の覺醒に俟つて外はない。もし斯る政治家にして、醜行爲認められるものがある場合は、これを議會へ送らないことにすればよいのである。

「非幹部級」にも、職業的政治家はある。所謂「自前」でない政治家である。彼らは、彼らの親分から選舉費用を出して貰つて當選する。當選後は何ごとにまれ親分第一主義となることやむを得ざるところであらう。かくて親分に醜行爲ある場合、多くその共犯たらざるを得なくなるのである。

これを是正するの途も選舉民の覺醒あるのみである。かゝる寄生虫的半職業治家を議會へ送ることを止めるのである。

ウエルスは「議會政治に對する非難は議會政治が職業政治家を生むに至つたためである」とし「シンシナタスでも鋤を握つたまゝでは當選出來ない、自分で運動して廻らなければ駄目だ、その結果は議員候補者は單に善良にして偉大であること以外に選舉のために相當の時間を割かねばならず國家のため社會のためと云ふよりは選舉で投票を得ることが重大問題となつて來る」と云つてゐるが、これは今日の選舉制度の缺陷を痛烈に指摘せる言葉である。

現行選舉制度においては「俺を代議士にして呉れ」と自薦運動を開始しなければ投票を獲得す

ることが出来ないやうになつてゐる。

徳望高く人格手腕ともに傑出せる者があつて、有権者中これを當選せしめたいと思ふ場合があつても、その者が立候補しなければ、どうにもならないのである。

眞に識見、才腕を有する者は、おそらく「俺を當選させて呉れ」と云ふやうな自薦運動をなすことは好まぬであらうから、假に政治に關心を有してゐるとしても、立候補などはしないであらう。ウエルスの言のことく『シンシナタスでも鋤を握つたまゝでは當選出來ない。自分で運動して廻らなければ駄目』なのである。

この立候補せざる者に投票することが出来ない制度、立候補せざる者を當選せしめることが出来ない制度は現行選舉制の重大缺陷である。私は、今茲で立候補せざる者に投票しこれを當選せしめるには如何なる方法に據るべきであるかを考索する余裕を有つ者ではない。が、この一點を考慮し、採り容れられない限り議會に人材を送り込むとも、職業的政治家を根絶することも出来るものではないと云ふだけは云ひ得る。

とも一つ、現行選舉制における缺陷と見做すべきは、あまりに金がかゝりすぎることである立候補するにはまづ一千圓の供託金を必要とする。これは泡沫候補の濫立を防ぐとする主意に出でたものであらうが、一千圓位の金は、金持にとつては問題ではないのだから濫立防止と云つても有產階級にはその意味は徹底せず、プロレタリアートに對してのみ目的を達してゐると云ふことになつてゐる。

一千圓と云ふ金を簡単に出し得る階級は、實際においては少數上流階級である。サラリーマン階級、中產階級にとつては一千圓と云ふ金は決して簡単に生み出せる金ではない。しかもその一千圓の供託金は、得票數が數なければ沒收されるものである。有產階級にとつては其數ハシタ金はどうなつても關はないであらうが、非有產階級にとつては重大問題である。

この一千圓の供託金制度を乗り越えて立候補し得る者は中產階級、サラリーマン階級にはまづないと云つても過言ではあるまい。

立候補すると供託金一千圓の外に法定選舉費用だけでも一萬一千圓は要ることになつてゐる。

しかも實際はなか／＼そんな生やさしい金では當選圈内まで潜ぎつけることは覺束ない。
まづ三萬圓から五萬圓甚しいのになると十萬圓から一、三十萬圓程度の金をかけないと當選出來ない狀態となつてゐるのだから、普選が布かれたとは云へ、政治は有產階級の獨占から解放されず、中產階級及びそれ以下の階級の政治への門は依然閉された儘となつてゐるのである。

政治に關心を有する者、すぐれた識見手腕を有する者は必ずしも有產者のみにあるものとは限らないのである。しかもそれは、國民の全部を參政せしめやうとする憲法の大精神にも反する。國民參政の途は必ずしも、選舉權を有することにのみあるのではなく、立つと立たざると問はず、實際的被選舉資格をも併有することにあらねばならない。

選舉制度が、茲まで進歩し發達するのは果して何時のことか望蜀の感にたへないが、しかもこれなくしては、職業的政治家の根絶、政治の淨化、國民の全部的參政の實を擧ぐることが出來ないものとすれば、政治家も一般も協力の上これを實現せしむべく努力するところあるべきであらう。

所謂フアツシヨ的の動き

政黨が財閥と結託して惡を行つてゐる。怪しからんと云ふのでこれを討たんとする運動が起つた。血盟團事件がそれである。

盟主井上日昭は、惡を行ひつゝある者を討つのが目的で、討つた後をどうすればよいかの建設的工作者については他にその人があるべく、自分らの敢て觸れんと欲せざるところであると云つてゐる。

血盟團事件が一月事件、五・一五事件、十月事件等と何の程度の連絡があるか、それらの事件は果して一體をなすものであるか、或は何らの連絡もなきものであるか、茲ではそれを探求しやうとするものではないが、とに角、政黨及び財閥を目標に起された暴力行動が、當初においては單に政黨及び財閥の惡を討つと云ふことにのみその目的を置かれてゐた。しかるに、その後に起つた動きは、單に惡を討つ、と云ふのみに満足せず、一步前進して、之にとつて代らうとする意

思を仄めかすに至つてゐる。

（一）
政黨に任せて置いては、到底圓満な憲政の發達は望めない。殊に一九三五、六年の國際的危局を切り脱けるためには、眞に國を憂ふる高士、傑人によつて政府が組織され、最高級の經論が行はれねばならぬ、との見地に立つて、政黨を政權から追放し、これを抑へつけて置かうと云ふ動きとなつたのである。

この動きは今にも實現しさうな形勢を示した。

しかして苟くもこの動きに對し反対の言動をなす者あるにおいては、如何なる手段をも辭せざるものあるやの印象を與るものがあつた。

この形勢、この印象は、政界に對し、殊に政黨に對し、息苦しいばかりの重壓となつてのしかつた。

憲政が常道外へ外れた。が、政黨はこれに對し一言の抗議も提出しなかつた。

政黨政治を駆散さんとする威嚇が屢々加へられた。しかも政黨は完全に沈黙を守つた。

この重壓は、一九三五、六年に對する見透しがつくに及んで、幾分緩和された。そこへ荒木陸相の辭任となつて、その緩和度は加速度を加へた。

前議會においては、例の軍民離間問題をはじめ、陰の問題たる一月事件、十月事件まで持出されての政黨の反撃となり逆襲となつた。

政黨排撃の重壓の緩和とともに、これまで隱忍、沈黙を守つて來た政黨が俄然勢ひを得活動を展開して來たのである。

倉富樞府議長の辭職問題が起つた。

後任は、最近の慣行によれば、副議長が昇任することになつてゐたが、今回はこの慣行を破つて部外から一木喜徳郎氏を拉し來つて之に据えたがために、それまでファツシヨ的勢力を代表して政權を獲得するかも知れないとの豫想を寄せられてゐた平沼騏一郎男の影が急に薄くなつて、政黨政治復活再建の色を愈々濃厚ならしめた。

平沼男は、ファツシヨと云ふ言葉を以つて、その勢力を指稱されることを極力嫌忌してゐる

(60) やうであるが、政黨政治を排撃して、政黨に基礎を置かざる一種の超然内閣を組織せんことを意圖しつゝあるやに傳へられてゐるのであるから。ファツシヨ的勢力の總帥と見做されても仕方があるまいと思ふ。

平沼男が、副議長から議長へ昇任の從來の慣行から除外されたことに對し、政黨方面は素より一般も、西園寺公及び宮中重臣方面は平沼男に政權を與ふることを忌避してゐる、ファツシヨ的勢力によつて政權を把握されること、政黨を粉碎することを好み、と云ふやうに解釋してゐる。

我が國における政黨の濫觴時代から、その藩閥との鬭争、官僚との鬭争の歴史を知悉して居る西園寺公である。折角此處まで發達せしめ來つた政黨政治に對し、俄かに彈壓を加へ結果の見透しさへもつかぬ強權内閣の出現を受容するやうな輕率なことはやるまいとの見方は政界の上層部においては夙に確信されてゐたところであるが、偶々樞府議長の更迭を機として西園寺公の執つた態度がこの觀測と合致するものがあつたので、政界を蔽ふてゐた陰鬱な空氣は俄かに一掃され

た觀がある。

今日の各種の情勢を歸納して考へる時、我が國においては、政黨を基礎とせざる若しくは政黨の解消を前提とする超然的内閣は大體において出現の可能性がないものとの斷定を下しても間違ひはあるまい。

結語

非常時、ファツシヨ的諸勢力の擡頭、政黨不信の聲、政黨解消運動の展開等々によつて、國民の間には、政黨は或はこの儘解消するものかもしれない、我が國の政治は政黨以外の者、すなはち伊太利のムツソリーニか獨逸のヒットラーのやうな英雄が出現して、強權專制政治を行ふのではないか。政黨政治には稍倦怠を感じてゐる際であるから、一つどんなものが現はれるかそれにやらして見るのも面白からうと云ふやうな氣紛れな空氣が國民の間に搖曳しつゝあることは蔽ひがたき事實である。

これに對し政黨の態度が、極めて消極的であり因循であることは、政黨政治の擁護、政黨政治の發達のためにも甚だ遺憾に堪えないところである。國民は、これに對し

「うしろ暗いところがあるから強いことも云へないんだらう。」

との感じを抱いてゐる。

政黨は何故奮起しないのか。その背後にある國民に對する義務からも、この際は猛然奮起しなければならぬところではないか。

昭和九年六月二十日印刷納本
昭和九年六月廿五日發行

政黨政治の再建

【定價金拾錢】

不
許
版
所
複
權
有

著者 耕 堂 學 人

東京市中野區大和町三一六番地

夫

發行者 野 崎 信

東京市四谷區新宿二丁目一五番地

印 刷 所

榮 光 社 印 刷 所

發行所 東京市中野區大和町三一六 農 藝 社

振替 東京四九〇六九番 電話四四三二〇五番

(錢二料送) 錢十部一各價定

松波治郎著 瑕史 あゝ奉天開城

松波治郎著 瑕録 日本海大海戰

野崎信夫述 春播野草花

保險調查會編 保險のからくり(特價廿錢)

菅野秀雄著 政局はドウなる

菅野秀雄著 明年の軍縮會議(近刊)

奥澤山男著 大東京の夜を語る(近刊)

森田久著 キヤムプ生活(近刊)(特價廿錢)

京東替振
番九六〇九四
農 藝 社
大和町三六一、東京市中野區



定價十
錢

行發社藝農・京東